

平成30年第12回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成30年12月19日(火)第12回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸	

(17名)

欠席委員 16番 大森用子

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 中村陽子
	主査 大塚昌己	主事 高橋知生

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 中村陽子

—◇—

◎議長(奈良部繁雄会長。以下議長)は午前10時5分、第12回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

9番 福田裕 委員、10番 廣田和世 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買18件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、計21件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 笹原田の案件です。1番は、日光市の譲渡人から富岡の譲受人への売買です。2番は、上殿町の譲渡人から譲受人への売買です。3番は、笹原田の譲渡人から譲受人への売買です。4番は、笹原田の譲渡人から譲受人への売買です。笹原田地内、玉田から板荷に抜ける街道から左に上がり見笹霊園から高台にかけて、これから区画整理が行われます。ソバのため譲受人が買うということで、米・ソバなど25町歩ほどやっております問題ありません。

◎根本和男委員 5番、塩山町の件は、塩山町の譲渡人から酒野谷の譲受人への売買です。場所は塩山町と酒野谷の境で、譲受人の家からあまり離れていない所で、規模拡大であり問題ありません。6番から18番は、笹原田です。今度の土地改良に伴い出た案件です。6番は、譲渡人から譲受人への売買、7番は、譲渡人から譲受人への売買、8番は、譲渡人から譲受人への売買、9番は、譲渡人から譲受人への売買、10番は、譲渡人から譲受人への売買、11番は、譲渡人から譲受人への売買、12番は、譲渡人から譲受人への賃借権設定、13番は、譲渡人から譲受人への売買、14番は、譲渡人から譲受人への売買、15番は、譲渡人から譲受人への賃借権設定、16番は、譲渡人から譲受人への売買、17番は、譲渡人から譲受人への売買、18番は、譲渡人から譲受人への売買です。以上、いずれも区画整理に伴うもので規模拡大や交換があったものであり、特に問題ないと思いますので、ご承認の程よろしく申し上げます。

◎廣田和世委員 19番、20番、下南摩町の売買の件は、譲渡人から譲受人への売買です。譲受人は専業農家であり、問題ないのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 21番、南上野町の件は、南上野町の譲渡人から南上野町の譲受人への使用貸借権設定です。譲渡人と譲受人は親子関係、譲受人は長男です。問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から21番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

---

◎事務局（高橋主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における太陽光発電設備への転用については、北と西を道路、南と東を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、加園における植林（杉）への転用については、北と南と東を畑、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣田和世委員）さる12月18日に、私と福田裕委員、駒場局長、中村係長、高橋主事の5名で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、富岡の件は、特別養護老人ホームオレンジホームから南に約600mの所です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。2番、加園の件は、加蘇中学校から南西に約400mの所です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、富岡の件は、所有者は玉田町の譲渡人で、昔、例幣使街道を上がりますと左にしゃくなげパークがあった所を左に150m位入った所です。原野に近い所ですので、ご承認よろしく願います。

◎石川喜治委員 2番、加園の件は、事務局、現地調査員の報告のとおりです。山裾にあり、長年遊休農地となっていた所で、周りは雑木が植わっています。周囲の状況から問題ないと思えますので、ご承認よろしく願います。

◎議長は、議案第2号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、11番が江俣委員の案件であることから審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。11番、上石川における一般住宅への転用については、北と西を畑、南を道路、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（福田裕委員） 11番、上石川の一般住宅への転用については、周りの状況から何ら問題ないと思います。場所は、北犬飼中学校から西に約500mの所です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎篠原和夫委員 11番、上石川の件ですが、譲渡人と譲受人は親子関係です。現地調査員及び事務局報告のとおり問題ありません。

◎議長は、11番について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、許可することに決定した。議長は、江俣委員の入室を促し、引き続き議案第3号の11番を除く案件について、事務局の説明を求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、日吉町における太陽光発電設備への転用については、北と南と西を水路、東を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、日吉町における太陽光発電設備への転用については、北と南と西を水路、東を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、富岡における太陽光発電設備への転用については、北と南を雑種地、東を宅地、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、富岡における太陽光発電設備への転用については、北と西を雑種地、南と東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、板荷における工事用搬入路及び残土置場への一時転用については、北と南と東を畑、西を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。6番、加園における一般住宅への転用については、北を宅地、南と西を畑、東を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。7番、上殿町における一般住宅への転用については、北を宅地、南と東を畑、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。8番、上奈良部町における園芸用土採取への一時転用については、北と西を道路、南と東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。9番、下南摩町における倉庫及び駐車場への転用については、北と東と西を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。10番、

上石川における駐車場への転用については、北と南を雑種地、東を道路、西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。12番、南上野町における一般住宅への転用については、北と西を道路、南と東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。13番、磯町における太陽光発電設備への転用については、北と東を道路、南と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。14番、深程における砂利採取への一時転用については、北と南を田、東と西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。15番、深程における砂利採取への一時転用については、北と東を道路、南と西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。16番、北半田における農地改良への一時転用については、北と南を畑、東と西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣田和世委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、2番、日吉町の太陽光発電の件は、日吉保育園から西に約700mの所です。周りの状況から問題ないと見て参りました。3番、4番、富岡の太陽光発電の件は、鹿沼市斎場から南に約50mの所です。周りの状況から問題なしと見て参りました。5番、板荷の線路の法面工事用搬入路及び残土置場の件は、板荷中学校から南に約900mの所です。丁張はしてあったが、問題ないと見て参りました。6番、加園の一般住宅の件は、加蘇コミュニティセンターから北東に約500mの所です。宅地の地続きの所で問題ないと見て参りました。7番、上殿町の一般住宅の件は、鹿沼市消防署から南に約400mの所です。出入口が分からなかったが、道路側の植木を取り除き入り口にする予定ということで、何ら問題ないと見て参りました。8番からは福田裕委員にお願いします。

◎現地調査員（福田裕委員）8番、上奈良部町の件は、園芸用土採取のための一時転用です。鹿沼南高校から北東に約500mの所で、周りの状況から問題なしと見てきました。9番、下南摩町の件は、南摩コミュニティセンターから北東に約200mの所で、倉庫及び駐車場への転用です。周りの状況から問題なしと見てきました。10番、上石川の件は、北犬飼中学校から西に約600mの所で、転用目的は駐車場です。周りの状況から問題なしと見てきました。12番、南上野町の件は、みなみ小学校から南東に約200mの所で、転用目的は一般住宅です。これも問題なしと見てきました。13番、磯町の件は、南押原中学校から西に約300mの所で、転用目的は太陽光発電です。問題なしと見てきました。14番、深程の件は、清州コミュニティセンターから南西に約400mの所で、転用目的は砂利採取の一時転用です。周

りの状況から問題ないと見てきました。15番、深程の件は、宇都宮西中核団地北側で、転用目的は砂利採取の一時転用です。問題なしと見て参りました。16番、北半田の件は、清州コミュニティセンターから南東に約400mの所で、転用目的は農地改良の一時転用です。周りの状況から問題なしと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、2番、日吉町の件は、案内図を見ていただくと分かるようにくつついた所ですので、一緒にご説明します。どちらも太陽光発電設備で、1番は日吉町の譲渡人から真岡市の譲受人へ、2番は譲渡人から譲受人へ、賃借権設定です。この南側は10月に出た案件で、やはり太陽光発電で許可した所です。私も算推進委員も見て来ましたが、既に6列のパネルが稼働している北側になります。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

◎豊田道有委員 3番、4番、富岡の太陽光発電の件は、現地調査員及び事務局の説明のとおりです。場所は火葬場の前で以前鹿沼土を採取した所です。所有者は2件とも玉田町の譲渡人で、1つは群馬県前橋市の譲受人へ、もう1つは地元の譲受人への売買です。周りは太陽光がたくさんあり、周りの状況から問題ありませんので、よろしくお願ひします。

◎矢野律子委員 5番、板荷の件は、工所用搬入路及び残土置場への一時転用のための賃借権設定です。現地調査員の報告の通り何の問題もありませんのでご承認よろしくお願ひします。

◎石川喜治委員 6番、加園の件は、加園の譲渡人から加園の譲受人への一般住宅のための売買です。長年遊休農地だった所で、譲受人が金属加工をやっている会社のすぐ隣に住宅を作るといふことす。周りの状況から問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◎村上信吉委員 7番、上殿町の件は、上殿町の譲渡人から譲受人へ、譲受人の一人と譲渡人は親子関係です。何の問題もないと思ひます。8番、上奈良部町の園芸用土採取の件は、南高の北東500mの地点で、譲渡人の自宅の直南側で5反6畝、園芸用土を取るといふことで、何ら問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

◎廣田和世委員 9番、下南摩町の件は、析窪の譲渡人から下南摩町の譲受人への売買です。譲受人の自宅続きで利便性が良く、何の問題もありませんのでご承認をお願ひします。

◎江俣伸一委員 10番、上石川の件は、上久我の譲渡人から西沢町の譲受人への賃借権設定による駐車場敷地のための転用です。現地調査員の報告のとおり何の問題もありませんのでご承認をお願ひします。

◎鈴木克男委員 12番、南上野町の件は、南上野町の譲渡人から、南上野町の譲受人への使

用貸借権設定による一般住宅敷地への転用です。譲受人は長男の息子で譲渡人の孫にあたります。農業者年金のからみで、先程も出ましたが、このために一旦解約して、使用貸借してもう一度経営移譲することになります。13番、磯町の件は、磯町の譲渡人から上石川の譲受人への貸借権設定による太陽光発電のための転用です。磯町公民館の前の墓地のすぐ西側で、現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでよろしくお願ひします。

◎益子裕幸委員 14番、深程の件は、貸借権設定により、深程の譲渡人の田を砂利を採取する一時転用です。15番、深程の件は、貸借権設定により、深程と宇都宮市の譲渡人の田を砂利採取する一時転用です。どちらも事務局及び現地調査員の報告のとおり問題ありません。16番、北半田の件は、貸借権設定により、北半田の譲渡人の土地を深程の譲受人が農地改良する件です。譲渡人は親が亡くなったり弱くなったりしてどうにも手がつかず荒地だった所で、周りから苦情があり何とかならないかということで、前回も手を付けたが河川敷に近くイノシシの被害もある所です。マムシが出るため春先にやるのはやめてくれと、隣接のイチゴ農家から言われて急きょこの時期にやることになりました。補助金もなしでよくここまでやってくれるということで、北半田の事業で一緒にやろうということで、そちらからいくらか補助金をもらおうかという話が出ています。よろしくお願ひします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎福田春男委員 16番の農地改良の件は、地上げする業者から金をもらっていいものか。私の地区でも数年前に農地改良やって、あまりいいものが入っていない所があるように聞く。埋める材料は気を付けないと、何を入れられるかわからない。

◎益子裕幸委員 申請書には購入先があり問題ないと思うが、客土の土質については確認しながら進めたいと思います。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、11番を除く1番から16番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成30年12月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書13ページをご覧ください。新規の利用権設定が、7件、10筆、22,608㎡となっております。続きまして、19ページをご覧ください。中間管理事業による貸借権設定が16件、76筆、130,462㎡となっております。続きまして、21ページをご覧ください。所有権移転が3件、18筆、15,469㎡と

なっております。これら合計26件、104筆、面積168,539㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見がないため承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(大塚主査)議案第5号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書の22から27ページにつきましては、公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については妥当と決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時8分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成30年12月19日

議 長

署名委員



署名委員

---